

宇治市歴史まちづくり推進課からのお知らせ

平成 28 年 4 月 1 日

京都府内における発掘調査等の 取扱い基準の改正について

平成 28 年 7 月 1 日から京都府内における発掘調査等の取扱い基準について
鋼管杭打設又は柱状改良等の施工に係る判断基準が下記の通り追加されます。

記

◇発掘調査を要する場合

1	土木工事等により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は、発掘調査を行うものとする。
2	掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、施工内容等によって埋蔵文化財に影響が及ぶおそれがあると判断される場合の事例等 <ul style="list-style-type: none"> ・良好な遺物包含層や遺構面の上面から、おおむね厚さ 30 cm 以上の保護層を確保できない場合。 ・対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが 2~3m 以上の場合。 ・対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが 2~3m 未満の場合であっても、古墳・堀跡等のように地表面に顕在している遺跡に影響を及ぼす場合。
3	道路（植樹帯、歩道等を含む。）、鉄道、橋梁、ダム、河川等の恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。ただし、次に掲げるもののうち、上記 1 及び 2 に該当しないものは発掘調査の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路構造令に準拠していない農道、私道等 イ 道路の植樹帯・歩道等のうち、将来にわたって地下埋設物の設置等が予想されない区域 ウ ダム予定地内のうち常時満水位より高い区域や河川敷内の高水敷 エ 公園、グラウンド、平面駐車場、建築物等
4	<u>2において、保護層が確保される場合であっても、鋼管杭の打設又は柱状改良等の施工によって埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲については、発掘調査を行うものとする。</u>

新しく追加されます。

◇工事立会あるいは、慎重工事とする場合

工事立会	慎重工事
<ul style="list-style-type: none"> ア 掘削深度が浅く遺構面に達しない場合。 イ 盛土内の掘削である場合 ウ 掘削面積が狭小である場合 エ 線掘工事の部分 オ 周辺の状況から遺構が確認される可能性が低い場合 カ 既に調査済み地点である場合 キ 既に埋蔵文化財包蔵部分が攪乱されている場合 ク <u>鋼管杭・柱状改良等の最大幅又は最大径が 1 m 未満で、かつ非連続的に打設又は施工され、埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲の面積が建築面積の 5 % 未満の場合</u> 	遺構の状況と工事の内容から、発掘調査及び工事立会の必要がない場合とする。この時工事実施者に対し、周知の埋蔵文化財包蔵地内での工事であるとの認識の上、慎重な工事の実施を依頼すると共に、遺構・遺物を発見した場合は、当該市町教育委員会又は府教育委員会に連絡するよう要請することとする。

新しく追加されます。

◇届出書（別記2）の書き方

- ◎ 別記2の書き方は、書式の別記1にあります。下記の点にご注意の上ご記入ください。
- ◎ なお、届出書の表紙には、日付・氏名・住所を書いていただき、2通とも押印ください。

別記2			
93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)			
京都府処理欄	教文第 号の	平成 年 月 日	
1 所在地	京都府		
2 面積	工事(建築)計画面積		
3 土地所有者	氏名等		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
遺跡の名称			員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建築 集合住宅 個人住宅 工場 個人住宅兼工場又は 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス・電気・水道等 農業基盤整備(農 畜) 土砂採取 その他開発()		
工事の概要	工事の目的、内容を簡明に記入してください。 土木工事に関しては、掘削範囲と深さ 建築工事では、建物の種類・規模・基礎構造・掘削深度などを記入してください。		
6 工事主体者	氏名:	工事が請負契約の時は両担当者ともご記入ください。	
	住所:	届出者が工事主体者の時は再度お書きください。	
7 施工担当者	氏名:	工事の施工担当者をお書きください。	
	住所:	未定の場合は未定と書いてください。	
8 着手時期	平成 年 月 日	9 終了時期	平成 年 月 日
10 参考事項			
指導事項	発掘調査	工事立会	慎重工事 その他()
	起 案	決 裁	発 送 引 継

※鋼管杭・柱状改良の場合は、最大径と建築面積のうち杭打設面積が占める割合を記入して下さい。

『宇治市遺跡地図 2002年度』版を参照してご記入ください。該当項目に○をしてください。ない場合は()に記入してください。

【添付書類】

- ◎ 工事計画地の位置図、工事計画の平面図と立面図、建物の基礎伏図・基礎断面図、その他工事の内容を示す書類。
- ◎ なお、迅速な事務処理にご協力いただくために、図面類はA4・A3などに統一して、扱いやすく、理解しやすい書類作成に心掛けるようお願いいたします。